自動運転における損害賠償責任に関する研究会 規約

平成 28 年 11 月 2 日

(名称)

第1条 本研究会は、自動運転における損害賠償責任に関する研究会(以下「研究会」という。)という。

(目的)

第2条 本研究会は、自動運転における自動車損害賠償保障法の損害賠償責任のあり 方について検討することを目的とする。

(委員)

第3条 本研究会の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

- 第4条 本研究会に座長を1名置く。
- 2 座長は、事務局の推薦により委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本研究会の議長となり、議事の進行にあたる。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 本研究会の事務局は、国土交通省自動車局保障制度参事官室が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

- 第7条 本研究会については冒頭部分のみを公開とし、随行者等の関係者以外の傍聴 は不可とする。
- 2 本研究会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本研究会の議事要旨は、事務局が委員の確認を得た後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第8条 委員は、研究会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

自動運転における損害賠償責任に関する研究会 委員一覧

落合 誠一 東京大学名誉教授

窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科教授

古笛 恵子 弁護士

藤田 友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授

藤村 和夫 日本大学法学部教授

(五十音順、敬称略)